

徳島県告示第三百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日		年月日
医療法人青鳳会	吉野川市鴨島町上下島四九七番地	デイサービスセンターせせらぎ	吉野川市鴨島町上下島四四〇番地三	通所介護	令和七年四月七日		令和七年四月三十日